|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | ＪＲ連合大阪府協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | （ＪＲ各単組、グループ共通）  【正規雇用労働者】  　１　定期昇給およびベースアップ等の賃金改善原資として、月例賃金総額16,000円以上の引き上げ  （1）定期昇給  　①定期昇給制度が確立されている単組  　　　年度初に定期昇給の完全実施を求める。  　②定期昇給制度が確立されていないグループ単組  　　　定期昇給制度の確立と併せ、定期昇給相当分として6,000円（月例賃金総額の2％、賃金  　　　カーブ維持相当分）の確実な確保を求める。  　　（2）10,000円を純ベア統一要求の目安とし、各単組の実情に応じて要求額を設定する。  　　（3）併せて、諸手当や制度改正等の原資の確保についても、各単組の抱える実情や組合員のニーズ  　　　　 に応じて求める。  　２　要求方式は、平均賃上げ方式と個別賃上げ方式の併用とする。  　３　定期昇給および純ベア以外の具体的な要求内容については、手当偏重型の賃金制度改善や柔軟な  　　　働き方の推進をはじめ、総合生活改善、格差是正、女性活躍推進などの観点に立った要求を単組  　　　の実情に応じて設定する。  【有期・短時間・契約等労働者】  １　企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。  　　　締結水準は、「時給1,200円以上」をめざす。  　２　「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。  　　　なお、昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保した上で、「働きの価値に見合った  　　　水準」を追求する。  　３　月給制の労働者の賃金については、正規雇用労働者との均等待遇の観点から改善を求める。 | | １　ワーク・ライフ・バランスの実現に関する取り組み  　ア　総実労働時間の縮減・時間外労働の削減（長時間労働の是正）  　　ⅰ)　年間総実労働時間1,800時間をめざす。  ⅱ)　時間外労働の割増率について、法定割増賃金率からの引き上げを求める。  ⅲ)　勤務間インターバル制度（原則11時間）の導入について、職場の実態を踏まえた労使協議を進める。  ⅳ)　労働者の健康確保の観点から、労使協議を通じて、すべての労働者の実労働時間を客観的な方法で把握する仕組  　　 みの導入や、労働時間把握の適正な運用を確認するルールの策定、月45時間を超え、かつ疲労が蓄積した労働  者に対する医師による面接指導の実施に取り組む。  イ　年次有給休暇の取得促進  　ⅰ)　新規採用時の年次付与日数15日以上を実現する。  ⅱ)　半日休暇制度の使用回数制限、使用事由の撤廃を実現する。  ⅲ)　職場ごとに各労働者の年休の日数や取得状況等を把握し、適正な要員配置等、取得促進に向けて取り組む。  ウ　育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備  　ⅰ)　育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得による人事考課  　　 上の不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児・介護休業期間除外規定および昇進・昇格における  欠格事項の撤廃を求める。　等  　エ　次世代育成支援対策推進法に基づく取り組みの推進  　　ⅰ)　労使協議を通じて、計画期間、目標、実施方法、体制などを確認し、作成した事業主行動計画の実現を図ること  　　　　 で「くるみん」「プラチナくるみん」の取得をめざす。また、取得後の取り組みが後退しないか労使で確認し、実  効性の維持・向上を図る。  　オ　治療と仕事の両立の推進に関する取り組み  　　ⅰ)　労使協議を通じて、治療などのための柔軟な勤務制度の整備や通院目的の休暇に加え、疾病の重症化予防などの  　　　　 取り組みを進める。また、長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合に円滑な  　　　　 対応ができるよう、諸制度の整備を進めるとともに、疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当  該事業場の上司・同僚への周知や理解促進に取り組む。等  ２　上記のほか、「高年齢者雇用に関する事項」、「ジェンダー平等・多様性の推進」、「有期・短時間・契約等労働者に関す  　　る事項」、「ワークルールに関する事項」などに取り組む。 |
| 一時金関連 | 春闘交渉時 | 単組ごとに設定 |
| 季別交渉時 | 単組ごとに設定 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | （JR各単組）  　2月13日まで  （グループ労組）  　可能な限り2月29日に一斉に要求書を提出 | （JR各単組）　 連合が設定した先行組合回答ゾーン（3月11日～15日）を念頭に置きつつ、執行委員会で決定。  （グループ労組）連合が設定した3月月内決着回答ゾーン（3月18日～  31日）を念頭に、交渉・妥結の集中化を図る  妥結は原則年度内、可能な限り4月中決着をめざす。 | 2月9日　ＪＲグループ労組連絡会「2024春闘総決起集会」 |
| 夏季 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |
| 年末 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。